

議会改革度調査 2021 トリセツ

早稲田大学マニフェスト研究所

議会改革度調査の設問は全部で53問から成ります。そのうち、議員の数や平均年齢・期数などをお聞きする「基礎情報」のほか、「情報共有」「住民参画」「議会機能強化」の3分野にわたって皆様の議会での取り組みをお聞きしています。

本トリセツでは、どのような意図で当研究所が設問を立て、皆様にお聞きしているのかを、議会のなかで見られる場面に置き換えながら説明させていただいています。

ご回答の参考や今後のお取り組みの参考になりますことを願っております。

【基礎情報】

設問1から設問13までの全13問から成り、議会構成のほか、議会・議員に関連する条例制定の有無などをお聞きしています。

【情報共有】

設問14から設問22までの全9問から成ります。はじめに、「議会の会議」についてお聞きしています。

ここで「議会の会議」とは、本会議、委員会条例に基づく常任・議運・特別の各委員会、地方自治法第100条第12項に基づく協議または調整の場、これら公式の議会活動とみなされるものを指します。

それぞれの会議について、住民がどの程度情報として知ることができるか。特にコロナ禍を背景に、住民が自宅からインターネットアクセスすることで容易に情報を入手できるかを設問の中心にしています。

そこで、2つの場面を想定して設問を立てています。

1つ目は、「過去に開催された会議について住民が改めて知りたいという場面」です。

例えば、会議はいつ開催され、何が話し合われて何を決定し、それぞれ賛成した議員・反対した議員は誰だったのか。そこではどのような資料をもとに話し合われたのかといった具合です。

会議録の全てを読んでこれら情報を取り出すことは容易ではないため、それぞれのポイントで情報を入手できることが望ましいと考えます。

2つ目は、「これから開催予定の会議について住民が予め知りたいという場面」です。

例えば、会議はいつ開催される予定で、何が話し合われて何を決定しようとしているのか。どのような資料をもとに話し合おうとしているのかといった具合です。

次に、「政務活動費」と「議員の政策・選挙公約」についてお聞きしています。

ここでは、「議会の会議」以外のものとして、政務活動費と議員の政策・選挙公約を取り上げて聞いています。

それは、さきほどの場面の続きに関わってきます。

「議会の会議」について情報を知ることができれば、さらに、賛成した議員や反対した議員はどんな政策を持っている人物なのか。またどんな議員活動を行っている人物なのかにも関心は及びます。

例えば、「ある議案（政策）に反対した議員がいたという場面」です。

その議員は、会議での話し合いに依るものだけでなく、これまでその政策に関する調査・研究した活動成果も踏まえて、反対した可能性もあります。あるいは、自らの選挙公約に掲げた政策とは違うものだった可能性もあります。

そのため、「政務活動費」のなかでどのような調査・研究等が行われていたのか。また、選挙公約に何を掲げていたのかを「議会の会議」の情報と併せて知ることができれば、議会や政治への関心も一層高まると考えられます。

【住民参画】

設問23から設問28までの全6問から成ります。はじめに、「議会の会議」についてお聞きしています。

ここでは、住民が議会の会議（話し合いの場）に参加することができるか。また、会議に参加するということは、話し合いの様子を情報として見たり聴いたりするだけなのか、それとも住民にも発言を求められたり、住民自ら発言を求めたりすることもできるのか、場への参画度合いを聞いています。

そこで、2つの場面を想定して設問を立てています。

1つ目は、「住民が議会・議場にはじめて足を運んでみたという場面」です。

例えば、会議が行われている部屋に、議員や行政説明員と同様に住民も入室することができるのか。住民だけは許可が得られない限り入室することができないのか。また、乳幼児を同伴していた場合や、身体的な障がいを持っていた場合ではどうか。さらに、会議中にパソコン・スマホを操作したり、水分補給をしてもよいかといった具合です。

2つ目は、「議会が議案や請願の内容を調査したり審議しようとしている場面」です。

例えば、公聴会を開いて関係住民から発言意見を求めたり、参考人に呼んで広く住民から参考となる発言意見を求めるといった参加制度が有効に活用されているか。また、一方的に発言意見を求めるだけでなく、住民から議員に対しても発言意見を求めるといった双方向での話し合いができるかどうか。さらに、公述人・参考人の参加制度以外にも、会議中または会議の閉会前後や休憩中の時間を使って、住民に発言を求めたり意見交換できる制度・運用があるかといった具合です。

次に、「議会や議員との対話や交流の機会」についてお聞きしています。

ここでは、議会の会議以外にも、住民が議会に参加参画できる機会や場があるか聴いています。議会の会議が開かれていなくても、地域の課題や住民の意見は日常的に存在しています。そのため、議案等の審議（可否）を目的にした議会の会議への参加を求めるだけでなく、地域の課題や住民の日常意見を調査してみようと、議会の会議以外にも話し合いの場や機会を自らつくり、場合によっては地域の会合など住民の話し合いの場へ訪問するなど、積極的に住民との対話や交流を図っているか聴いています。

また、その延長線上として、主権者教育やシティズンシップ教育への積極的な関わりによって、議会活動と地域における住民活動や教育活動との連携なども図っているか聴いています。

【議会機能の強化】

設問29から設問51までの全23問から成ります。議会の調査や審議といった議会運営の全般についてお聞きしています。

ここでは、議会が監視機能・政策立案機能を発揮するうえでの組織力や課題調査力があるかどうか、またその前提に、話し合っ（議事機関）、意思を決める・表明する（議決機関）という役割が、議員間討議を通じて果たされているか聴いています。

そこで、2つの場面を想定して設問を立てています。

1つ目は、「ある特定の問題の発見・浮上を踏まえて、議会が政策課題として解決に導くまでの場面」です。

例えば、その問題について行政執行部から説明や情報を求める以外に、議会事務局や議会図書室、外部連携・知見、議会研修・視察などの独自の情報源も作ったり、使ったりしているか。また、議員同士でも話し合っみたか。そのうえで、議会として政策の立案を行ったり、その政策の検証や活動プロセスの検証も行ってみたかどうかといった具合です。

2つ目は、「首長提案の議案について、議決するあるいは代案を提示する場面」です。

例えば、行政執行部から提出を受けた議案や説明以外に、総合計画や財務書類など独自の情報源も活用しながら複合的・多角的に議案の内容を見ることも行われているか。また、議員同士でも話し合っみたか。そのうえで、議会として意思決定や代案提示がなされているかといった具合です。

【その他自由記入】

設問52と設問53では上記の設問や分野には属さない取組内容やご意見等について、自由記入の形式でお聞きしています。